

つくばみらい市告示第30号

つくばみらい市市民協働推進委員会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

つくばみらい市長 小田川



つくばみらい市市民協働推進委員会要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市市民協働推進委員会要綱（令和3年つくばみらい市告示第130号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「会務を総理する」を「委員会を総括し、会議の議長となる」に改める。

第6条第1項中「委員長が必要に応じて招集し、その議長となる」を「市長が必要に応じて招集する」に改め、同条第2項中「委員長」を「市長」に、「関係者の出席を求める、その意見又は説明を聴く」を「委員会の会議に関係者の出席を求める」に改める。

第8条中「委員長」を「市長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。